⑵　専門職学科に係るもの ［表略］ 備考 一・二　［略］ 三　この表に掲げる学部以外の学部に係る教員数については、当該学部に類似するこの表に掲げる学部の例によるものとする。ただし、教員養成に関する学部については、免許状の種類に応じ、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に規定する教科及び教職に関する科目の所要単位を修得させるのに必要な教員を置くものとする。 四　［略］ ロ　［略］	⑵　専門職学科に係るもの ［同上］ 備考 一・二　［同上］ ［号を加える。］ 三　［同上］ ロ　［同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和五年十月一日から施行する。

（認可の申請に係る審査に関する経過措置）

第二条　令和六年度又は令和七年度に行おうとする大学の設置等（大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則（平成十八年文部科学省令第十二号）第一条に規定する大学の設置等をいう。以下同じ。）の認可の申請に係る審査については、なお従前の例による。

２　令和八年度以後に行おうとする大学の設置等の認可（設置者の変更に係るものに限る。）の申請に係る審査については、前項の規定を準用する。

（届出に関する経過措置）

第三条　この省令の施行の日前にした大学の設置等の届出については、なお従前の例による。

２　令和六年度又は令和七年度に行おうとする大学の設置等の届出については、なお従前の例による。

（教員に関する経過措置）

第四条　この省令の施行の際現に設置されている教員養成に関する学部を置く大学に対するこの省令による改正後の大学設置基準別表第一イ⑴備考第十一号及び同表イ⑵備考第三号の規定の適用については、なお従前の例による。

２　前項の規定にかかわらず、令和八年度以後に行おうとする大学の設置等の認可（設置者の変更に係るものを除く。）の申請又は届出をする場合（教員養成に関する学部に係るものを含む場合に限る。）には、当該認可の申請又は届出に係る大学については、この省令による改正後の規定を適用する。

○文部科学省令第二十五号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三条及び第百四十二条の規定に基づき、専門職大学院設置基準の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年六月十五日

文部科学大臣　永岡　桂子

専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（教職大学院における在学期間の短縮） **第三十条**　教職大学院における第十六条の適用については、「専門職大学院」とあるのは「教職大学院」と、「第十四条第一項」とあるのは「第二十八条第一項」と、「単位（学校教育法第百二条第一項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）」とあるのは「単位」と、「専門職学位課程」とあるのは「教職大学院の課程」とする。	（教職大学院における在学期間の短縮） **第三十条**　教職大学院における第十六条の適用については、「専門職大学院」とあるのは「教職大学院」と、「第十四条第一項」とあるのは「第二十八条第一項」と、「専門職学位課程」とあるのは「教職大学院の課程」と読み替えるものとする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。